

ながはまし農業委員会だより

令和3年度 長浜市農業施策に関する意見具申



農業振興委員会
副委員長 廣部 重嗣

農業委員会
会長 角田 功

農業委員会
副会長 將亦 富士夫

長浜市長 藤井 勇治

農業振興委員会
委員長 北村 富生

《記事の内容》

- 農業施策に関する意見具申
- 女性農業者との意見交換会
- 意向調査 継続は米価安定、後継者確保は所得向上
- 農地パトロール実施 遊休農地の発生防止・解消に向けて
- 慣れている農作業も今一度見直して 農作業中の事故を未然に防ごう！
- 農業労賃・農作業料金集計表
- 農業委員および農地利用最適化推進委員の募集について
- 農業者年金に加入しませんか
- 農地の売買・転用には農地法の手続きが必要です

農業施策に関する意見具申

長浜市農業委員会は10月27日「令和3年度農業施策に関する意見具申」を市長に行いました。この意見具申は、農業者の意見や考えを市政に反映できるように、農業委員会を通じて皆様から寄せられた意見・要望などを取りまとめたものです。主な内容については次のとおりです。



1. 多様な担い手の確保と育成について

- 生きがい農家の育成
生きがい農家の掘り起こし・育成に向け、県の普及員やJAのOBのような専門家の指導による播種から収穫まで年間を通した実証圃場での研修を企画する。
- 小規模農家の育成
「小規模農家営農継続支援事業補助金」の



補助総額を増額すること。

- 中規模・大規模農家の支援
・ 農業機械の免許取得や技能習得を支援すること。
- ・ 中規模・大規模農家が営農を継続でき、営農継続が不可能な事態に陥った場合でも、その農地が担い手により耕作され、遊休化することのない地域ごとの支援体制を構築すること。
- 女性農業者の支援
・ 女性農業者を対象とした農業機械研修及び経営研修をすること。
- ・ 女性農業者による組織設置及び情報共有の場をつくること。
- ・ 女性ならではの経営支援及び助成制度を創設すること。
- 農業サポーター制度の開設
茨城県牛久市の「農業サポーター制度」を参考に、農業経営者と労働力を結びつけ

る仕組みを構築すること。

2. 持続可能な農業経営の支援について

- 野菜の産地化支援
今年度創設された、「加工用野菜産地化緊急支援事業補助金」を継続すること。
- ビニールパイプハウスの支援拡充
近年の勢力の非常に強い台風にも耐えうる施設とするために、補強対策にかかる補助メニューの拡充と上限額を引き上げること。

- 農業者収入保険加入促進事業の継続
「農業者収入加入促進支援事業」を次年度以降も継続すること。
- ブロックローテーションの支援
・ 経営体単位のブロックローテーションを支援できるメニューを拡充すること。
- ・ 補助単価を令和元年度の単価まで増額すること。

3. 鳥獣害対策について

- 集落ぐるみの獣害対策を支援するため、防護柵設置、わな等購入、狩猟免許取得の支援を継続すること。
- サル、イノシシ、シカの捕獲強化。特に、サルの群れは凶暴化しているため、人及び農作物への被害防止に向けた、有効な対策及び新たな取り組みを検討すること。
- 人里と獣の緩衝帯を作るための里山リニ

ユール整備については約50自治会が事業完了をされているが、未実施のところについて、里山リニューアル事業を拡大すること。

4. 遊休農地対策について

○ 耕作放棄地解消対策補助金を今後も継続すること。

5. 国・県への要望について

○ 令和2年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」では、農業・農村の存続という原点に返って、経営規模の大小や条件にかかわらず、担い手と位置付け経営改善を目指す農業者を幅広く担い手として育成・支援するとしています。農業・農村が活気ある中で存続できるよう幅広い担い手の支援について、具体策を示し早期実施すること。

○ 農地中間管理機構が借り受けた農地については、平成29年の土地改良法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により農業者の申請や費用負担を求めず、都道府県が基盤整備事業を実施できるようになりましたので、県において、基盤整備を早期に進めること。

○ 2021年産米の需給均衡には、人口減にコロナ禍が加わり、20年産米の作付けが過剰気味で作柄も良かったことから、2

1年産の適正生産量は、20年産の生産量から56万トン減となり、過去最大級となる10万ヘクタール規模の生産調整強化が必要となります。

この大規模な転作拡大は、全国での取り組みが不可欠で、生産数量の目安と同時に大きな支援策をセットで示さなければ対応できるものでない。米価の安定こそが稲作農家の継続につながる唯一の道であり、日本人の主食であるコメと広大な国土を守るために、コメの需給調整並びに価格安定については、国の責任において実施すること。

○ 持続可能な農業経営に向けては、常に担い手及び後継者の確保・育成が課題となり

ますが、収益が上がらなければ、担い手も後継者も育つわけがありません。特に稲作農家は厳しい現状におかれている。少子高齢化が進む中、農業従事者の減少に歯止めをかけ、担い手を確保していくには一刻の猶予もない状況にあります。

若者が農業を職業として、他産業と同列の選択肢としてとり入れる産業となるよう、国の責任において収益の上がる産業に育てること。

○ 1級河川における竹林、雑木林は、獣の絶好の住処や隠れ場所となっているため、これらを伐採・撤去を行い、獣が農地に侵入しにくい環境を作り出すこと。

女性農業者との意見交換会

近年、「農業女子」という言葉を耳にし、農業においても女性の割合が大きくなってきています。女性は「きめ細やかな気配りができる」「消費者の観点を持っている」などの強みから、女性ならではの視点やアイデアが生み出した商品やサービスも多く、女性農業者の活躍が期待されています。

農業委員会では、令和2年8月7日に高月支所で、女性農業委員が司会、進行役をつとめ、12名の女性農業者と意見交換会を行いました。

意見交換会では、同じ悩みや苦労話に共感し、初めての取り組みながら交流の輪が広がりました。



* 市長に提出しました意見書は、農業委員会のホームページでご覧になれます。

意向調査

継続は米価安定、後継者確保は所得向上

農業委員会では、意見書を作成するにあたり、農業者の意向を把握するため「農業経営に関する意向調査を行いました。今年度は、令和2年4月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」に多様な担い手が位置付けられたことを踏まえ、市内全農業者を対象に調査を実施しました。（回答者：3,049人）

本市の農業を担っている農業者の年齢は、39歳まではわずか32人、40歳から60歳までが678人、60歳から70歳が1,071人、71歳以上が1,290人と高齢化が顕著に現れています。

（問）後継者の目途はついていきますか。

（人）

回 答	2020 年	2019 年
目途はついていく	448	95
目途はついていない	1,203	188
無 回 答	1,393	14
合 計	3,049	297

* 昨年の調査は認定農業者が対象で、本年は全農業者を対象としているため回答数に差異が生じています。

このうち後継者の目途がついている者は、448人のみであり、多くは後継者がいない現状です。

また、農業経営を継続するために必要なことは、ほとんどの方が米価の安定を掲げています。次いで、農業機械更新の補助、鳥獣害対策強化、農産物のブランド化と販売戦略、農地集積化の促進と続いています。

「10年後の農地を守るために、新規就農者や後継者の確保にあたり必要な支援は何か。」との問いには、農業所得の向上が圧倒的に多く、厳しい現実を物語っています。

さらには、「10年後あなたの集落の農地は耕作し続けていられていると思いますか」との問いには、後継者がおらず困難が650人、地域に担い手がおらず困難と答えた方が351人いるものの、何らかの対策があれば可能と答えた方も698人あります。

まだ、希望を持った農業者もありますので、今

こそ、日本の食料と国土を守っている農業と農村を存続させるため、農業者に寄り添った大きな支援が必要と言えます。

（問）10年後の農地を守るために、新規就農や後継者の確保にあたり必要な支援は何だと思いませんか。

（人）

回 答	2020 年
技術支援	261
農地や施設の取得支援	281
農業所得の向上	1,166
労働条件の改善	123
そ の 他	138
無 回 答	1,080
合 計	3,049

（問）農業経営を継続するため、必要なことは何ですか。（該当するものに三つ〇をつけてください。）

（人）

回 答	2020 年
米価の安定	888
農業機械更新への補助	789
農業労働力の確保	545
担い手育成・支援の充実	443
鳥獣害対策の強化等	389

* 回答数上位5位までを抜粋して掲載しています。

*掲載しております意向調査は、調査の全項目が農業委員会のホームページでご覧になれます。

農地パトロール実施

遊休農地の発生防止・解消に向けて

農業委員会では、7月から8月にかけて市内全域の農地を対象とした農地パトロールを実施し、遊休農地の実態把握等農地の利用状況調査を行いました。



農業従事者の高齢化に加え、農業離れも加速しており、農業従事者は減る一方です。また、中山間地域では、シカやイノシシ、サルなど鳥獣被害により耕作意欲も低下しているなど、遊休農地の拡大が大変危惧されているところです。

農業委員会では、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③農地の不適切な利用の発生防止・早期発見を目的に、毎年農地パトロールを実施しています。

特に、遊休農地の発生防止・解消にあたっては、その再生利用に向けた各種事業を活用するとともに、「人・農地プラン」をはじめとする地域（集落）での話し合いにより合意形成を図ることが重要であり、農業委員、農地利用最適化推進委員も積極的に参加し、農業者と一緒に悩む地域農業の未来像を考えていきたいと考えています。

今年のパトロールでは、新たに遊休農地とな



遊休農地 45.8ha
(令和2年3月現在)

ってしまったところ、一度解消されたものの再び遊休農地となってしまうところもあります。市の支援策を活用し大豆を作付けされ、見事農地に再生されたところも見受けられました。遊休農地対策は、簡単に解消されるものではありませんが、農業委員会は、これからも市や関係機関と連携しながら、地道な活動を続けていきます。

■耕作放棄地解消対策補助金

市では、耕作放棄地を解消するために、賃貸借権や使用貸借権の設定したうえで、農家や農業者団体に対して耕作放棄地の解消（雑草や雑木の障害物の除去及び整地等）を行う場合、予算の範囲内において補助金を交付します。

・補助金額 75,000円/10㍏

■持続できる遊休農地活用支援事業補助金

耕作放棄地解消対策事業補助金を活用して耕作放棄地を解消した農地に農作物等を作付けされる場合、予算の範囲内において補助金を交付します。

●補助対象となる活動（取組面積は10㍏以上）

・草刈り等を行い景観作物を作付けし、農村風景を保全する活動

・獣害対策の緩衝帯となるような立地にある遊休農地において、年間2回以上草刈りし、獣害対策に貢献する活動

・草刈りや耕うん等を行い、農作物（主食用水稻は除く）または花卉を作付けし、販売する活動

●補助額（補助1年目）

・景観作物の作付 4,000円/㍏

・獣害対策の緩衝帯となるような農地の保全管理 2,000円/㍏

・農作物（水稻を除く）、花卉の作付 7,000円/㍏

・主食用以外の水稻の作付 5,000円/㍏

●問合せ先 農業振興課（☎ 65-6522）

故 止 事 防

慣れている農作業も今一度見直して
農作業中の事故を未然に防ごう！

農作業中に「ヒヤリ」とした経験のある方は、
たくさんおられるのではないのでしょうか。「忙し
くてエンジンを止めている時間があったいな
い。」「慣れているから、いつもやっているから大
丈夫。」こんな気持ちの緩みが大きな事故につな
がってしまいます。

令和元年の農作業事故実態調査結果によりま
すと、滋賀県内で発生した農作業事故は40件
で、その内訳は、死亡1件、重傷9件、軽傷13
件、物損事故13件となっています。

昨年からは、16件減少したものの、農業従事
者が減少している実態を考えますとまだまだ多
い状況だと思っています。

作業別では、刈取・脱穀が9件、草刈が9件と
多く、次いで耕運・代かきが5件、移動中が5件
となっています。また、機械別では、トラクター、
コンバイン、刈り払い機の順に事故が多い状況
です。年代別では、60歳代が最も多く、次いで
70歳代となっていますが、60歳以上で29
件と全体の7割以上を占めています。

農作業別事故発生状況

(単位：件)

事故の程度 機械の種類	人身事故				物損 事故	合計
	軽傷	重傷	死亡	不明		
トラクター	2	1	1	2	6	12
刈払機	3	1	0	1	2	7
コンバイン	2	2	0	1	5	10
軽トラ等	0	0	0	0	0	0
動力噴霧器	1	0	0	0	0	1
乾燥機	0	0	0	0	0	0
その他の機械・道具	1	4	0	0	0	5
機械なし	4	1	0	0	0	5
合 計	13	9	1	4	13	40

令和元年滋賀県農作業事故実態調査結果より

農作業事故は、安全確認と日頃からの習慣で
未然に防げますので、慣れている農作業も今一
度見直してみてください。



農業機械にも免許が必要です！！持ってますか？ (免) (許)

農業経営の大規模化に伴い、農
業機械も大型化してきました。皆
さんは、大型特殊免許やけん引免
許、講習会の終了証を持っていま
すか。事故を防止し安全に農作業
を行うために必要な免許は必ず
取得しましょう。

なお、農業機械に必要な免許
は、農業大学校や自動車学校等で
取得できますので、自分のもって
いる農業機械を確認し、知り合い
も誘って受講しましょう。

農業機械に必要な主な免許	
●小型特殊免許	原付以外の免許があれば運転可能
●大型特殊免許	以下の基準に一つでも当てはまる農業機械 ①最高時速 15 km/hを超える ②長さ:4.7mを超える ③幅 :1.7mを超える ④高さ:2.0mを超える
●けん引免許	車両総重量 750 kgを超えるトレーラー等をけん引する場合
●フォークリフト	運転特別教育 最大荷重 1t未満のフォークリフト 運転技術講習 最大荷重 2t以上のフォークリフト
●玉掛け作業	玉掛けの業務に係る特別教育 吊り上げ荷重 0.5t以上 1t未満の場合 玉掛け技能講習 吊り上げ荷重 1t以上の場合
●ホイストクレーン (床上操作式クレーン)	クレーン運転の業務に係る特別教育 吊り上げ荷重 0.5t未満以上 5t未満のクレーン 床上操作式クレーン技能講習 吊り上げ荷重 5t以上のクレーン

■農業労賃・農作業料金調査集計（令和２年８月１日調査）■

市内農業組合から報告いただきました農業労賃・農作業料金の集計結果を下記のとおりとりまとめました。今後の農業労賃・農作業料金の目安にしてください。

作 業 内 容		本年度料金 (平均額)	H 2 8 ~ R 元年度 (累計平均額)	単 位
耕起から代掻きまで一貫		1 7, 0 0 0 円	1 9, 1 0 0 円	1 0 a
耕 起 の み		7, 5 0 0 円	8, 0 0 0 円	1 0 a
代 掻 き の み		9, 9 0 0 円	8, 3 0 0 円	1 0 a
機 械 田 植 (苗 代 別)		1 0, 4 0 0 円	9, 8 0 0 円	1 0 a
機 械 刈 取 (コンバイン)		2 0, 3 0 0 円	1 9, 6 0 0 円	1 0 a
オペレータ賃金	トラクター	1, 3 0 0 円	1, 3 0 0 円	1 時間
	田 植 機	1, 3 0 0 円	1, 3 0 0 円	1 時間
	コンバイン	1, 3 0 0 円	1, 3 0 0 円	1 時間
農 作 業 労 賃	男 性	9, 0 0 0 円	8, 5 0 0 円	1 日
		1, 1 0 0 円	1, 3 0 0 円	1 時間
	女 性	8, 2 0 0 円	8, 1 0 0 円	1 日
		1, 0 0 0 円	1, 2 0 0 円	1 時間

- * 本情報は、農地法第 52 条の規定に基づき、地域の農業労賃・農作業料金の目安として提供するものです。農業労賃、作業料金は当事者で十分協議して設定して下さい。
- * 報告件数が 1 0 件以上であった項目（作業内容）を掲載しています。
- * 1 0 0 円以下は四捨五入しています。



★長浜市農業委員会 農業委員および農地利用最適化推進委員の募集について★

平成 27 年の農業委員会等に関する法律の一部改正により、従来公職選挙法に基づく選挙や、議会および農業関係団体からの推薦により選出されていた農業委員は、推薦、公募を行い、議会の同意を得て市長が任命することになりました。

また、同様に農地利用最適化推進委員も推薦、公募行い、農業委員会が委嘱します。

令和 3 年 7 月 19 日の任期満了に伴い、次期農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

* 募集時期：令和 3 年 1 月 2 0 日（水）～令和 3 年 2 月 2 6 日（金）

* 募集人数：農業委員 2 0 名

農地利用最適化推進委員 2 7 名（担当地域ごとに募集）

* 任 期：農業委員 令和 3 年 7 月 2 0 日から 3 年間

：農地利用最適化推進委員 令和 3 年 7 月下旬に農業委員会にて委嘱した日から 3 年間

* 募集要項等につきましては、詳細が決まり次第ホームページ等でお知らせします。

地域の農業を支える農家の皆さん 農業者年金に加入しませんか？

◆加入要件

年齢要件	20歳以上60歳未満
国民年金の要件	国民年金の第1号被保険者 (ただし、保険料納付免税者でないこと。)
農業上の要件	年間60日以上農業に従事する者

現行の農業者年金は積立方式ですので、旧の賦課方式（国民年金等、受給者に支払う年金額を現役世代の保険料で賄う方式）と異なり、加入者の支払った保険料は、将来自らの年金給付に使われます。
また、農業者年金は原則65歳から終身（生涯）受け取ることができ、80歳までの保証付きです。



農業者の
後継者・配偶者も
加入できます。
認定農業者やその家族
の農業者には国庫補助
があります。
支払った保険料は全額
社会保険料控除できま
す。



◆農家の老後の家計費と国民年金との比較（夫婦2人の場合）

農家の老後の家計費	
必要とされる家計費	
月額	24万円
年額	288万円

国民年金（R2.4現在）	
月額	13万円
年額	156万円
家計費との差	
月額	11万円
年額	132万円

高齢農家が安心して老後の生活を送る為には、国民年金だけでは、約11万円不足することになります。安心して豊かな老後の為に
**国民年金
+ 農業者年金！**

*データ提供 農業者年金基金

農地の売買・転用には農地法の手続きが必要です！！

農地の売買、賃貸借等の許可

*農地を耕作する目的で売買、贈与、賃貸する場合には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。（個人の場合）

①申請地を含め、所有している農地のすべてを効率的に耕作すること。
（すべて効率利用要件）

②申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。
（農作業常時従事要件）

③申請地を含め、耕作する農地（自作及び正式な契約により借りている農地）の合計面積が下限面積以上であること。
（下限面積要件）

*下限面積については、地域ごとに異なるため農業委員会までお尋ねください。

④申請地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。
（地域との調和要件）

農地転用の許可

*農地を農地以外に変更する場合（転用）には農地法の第4条または第5条に基づく農業委員会の許可が必要です。

〈例〉農地（田や畑）を住宅、駐車場、資材置き場等にする場合。

○農地法第4条許可：自分名義の農地を自分が使うために転用する。

○農地法第5条許可：自分以外の農地を買う、借りる等して転用する。

■主に次の様な内容について審査します。

- ・土地改良区等必要な同意は得られているか。
- ・付近の営農に支障を及ぼすおそれがないか。
- ・転用に関係する法令の許可等が得られるか。等

*原則として一般的に青地と呼ばれる農振農用地区域内にある農地など良好な営農条件を備えている農地は転用することができません。